

## 減価償却できる？できない？

先日、某カレー屋チェーンの創業者が代表者を務める会社で、多額の申告漏れを指摘され、修正申告をする事案がニュースとなりました。申告漏れの原因は高額な美術品等に該当するヴァイオリンについて減価償却を行い、損金を計上したことによるものです。そもそも減価償却出来る、出来ないの基準はどうなっているのか、確認していきましょう。

### I 美術品等とは

美術品等とは**絵画や彫刻等の美術品のほか、工芸品なども含みます**。歴史的価値を有し、代替性のないもの（古美術品、古文書、出土品、遺物等）に該当する美術品等は、**減価償却が出来ません**。それ以外の美術品等については、法人税基本通達に取扱いが規定されています。

法人税基本通達は2015年1月1日をもって改正がなされており、改正前は以下の基準で美術品等の減価償却の可否を判断していました。

- ①美術関係の年鑑等に掲載されている作者の制作に係る作品であるか
- ②取得価額が1点20万円（絵画にあっては号当たり2万円）以上であるか

しかし、美術関係の年鑑等は複数存在し、その掲載基準がそれぞれ異なる、また、20万円という金額基準は減価償却資産かどうかを区別する基準としては低すぎるのではないかとといった指摘があったため、通達の改正に至った経緯があります。

### II 現行の取扱いについて

2015年1月1日以後に取得する美術品等については、**取得価額が1点100万円以上である美術品等は原則、非減価償却資産とされており、「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」は、その取得価額が100万円以上であっても減価償却資産と取り扱うこととされています**。

現行の取扱いをまとめると以下ようになります。

	取得価額100万円未満	取得価額100万円超
歴史的価値を有し代替性のないもの	減価償却できない	
原則	減価償却できる	減価償却できない
時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの	減価償却できる	減価償却できる

### III 「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」とは

国税庁のホームページに以下の例示が示されています。

- ①会館のロビーや葬祭場のホールのような**不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用**（有料で公開するものを除く。）**として取得されるもの**であること。
- ②**移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなもの**であること。
- ③**他の用途に転用すると仮定した場合に、その設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないもの**であること。

この例示に該当しない美術品等が「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」に該当するかどうかの判定は、その美術品等の実態を踏まえて判断することとされており、実際には判断に迷う余地がありそうです。

### IV 額縁も絵画そのもの

美術品等として資産計上する金額については、通常の減価償却資産同様、購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等）に加え、資産を事業の用に供するために直接要した費用の額、例えば、据付費等も含まれます。また、**絵画の額縁はその絵画の一部として取得価額に含まれるもの**と考えられます。